

智頭町議会議員一般選挙 公費負担の手引

選挙運動用自動車の使用
選挙運動用ポスターの作成
選挙運動用ビラの作成

智頭町選挙管理委員会

はじめに

これまで、町村の選挙においては選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担制度が設けられていませんでしたが、令和2年6月の公職選挙法の一部改正により、令和2年12月12日以降に選挙期日を告示した選挙において、智頭町議会議員及び智頭町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき公費負担制度を適用することになりました。

この手引は、令和3年7月18日執行予定の智頭町議会議員選挙において公費負担を受けようとする場合、候補者と契約の相手方等が行わなければならない手続き等について記述したものです。

令和3年5月

目 次

1	公費負担制度とは	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の対象とその限度額について	2
5	公費負担の概要	3
6	選挙運動用自動車の使用の公営負担	
	(1) ハイヤー契約	3
	(2) 個別契約	
	i. 選挙運動用自動車の借入れ	5
	ii. 選挙運動用自動車の運転手の雇用	5
	iii. 選挙運動用自動車の燃料の供給	6
7	選挙運動用ビラの作成の公営負担	7
8	選挙運動用ポスターの作成の公費負担	8

1 公費負担制度とは

資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を育てるようするため、一定の範囲で国や地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

2 公費負担の種類

公費負担制度の対象となるものは次の（１）から（４）があります。

- （１）選挙管理委員会は実施には直接関与しないが、その経費の負担のみを行うもの
 - ① 選挙運動用自動車の使用
 - ② 選挙運動用ビラの作成
 - ③ 選挙運動用ポスターの作成
 - ④ 選挙運動用葉書の公布
- （２）選挙管理委員会がその全部を行うもの
 - ① 投票記載所の候補者氏名等の掲示
- （３）内容は候補者が提供するが、その実施は選挙管理委員会が行うもの
 - ① ポスター掲示場の設置
 - ② 選挙公報の発行
- （４）選挙管理委員会は便宜を提供するが、その実施は候補者が行うもの
 - ① 公営施設利用の個人演説会

3 対象となる候補者

上記２の（１）①～③については、供託物没収点以上の得票を得た候補者が公費負担制度の対象となり、町が契約業者等に条例で定められた限度額の範囲内の額を直接支払います。なお、供託物を没収される候補者については、すべて自己負担になります。

（参考）町議会議員選挙における供託物の没収点は次の計算式により求められます。

$$\text{有効投票総数} \div \text{議員定数} (12人) \times 1 / 10$$

4 公費負担の対象とその限度額について

	公費負担の対象	公費負担の限度額			
選挙運動用自動車の使用	① ハイヤー契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）	各日について 5日分計	64,500円 322,500円	①の契約と②の契約は選択	
	② 個別契約	ア 自動車借入れ契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）	各日について 5日分計		15,800円 79,000円
		イ 燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	5日分計 告示日分		37,800円 7,560円 (無投票の場合)
		ウ 運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日については1人に限る。）	各日について 5日分計		12,500円 62,500円
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（右に示した枚数限度以内）を乗じた金額	作成単価 作成枚数	7円51銭/枚 1,600枚（届け出た2種類以内） 【限度額】 7.51円 × 1,600枚 = 12,016円		
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（選挙区内のポスター掲示場数×1.6の限度枚数以内）を乗じた金額	作成単価	62,100円+525円06銭×ポスター掲示場数 ポスター掲示場数 (掲示場数56箇所の場合)・・・単価1,634円 作成枚数の上限 89枚（56箇所×1.6） 【限度額】 1,634円 × 89枚 = 145,426円		

※無投票となった場合の取扱い

- 選挙運動用自動車の使用について、ハイヤー契約（①）、個別契約の自動車の借入れ（②ア）及び運転手の雇用（②ウ）は告示日1日分の金額が、燃料供給（②イ）は、告示日1日の使用分が、公費負担の対象となります。
- 選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成については、投票の有無にかかわらず、作成費が公費負担の対象となります。

5 公費負担の概要

(1) 有償契約の締結

公費負担を受けるためには、候補者は契約業者等と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届出なければなりません。

なお、無償の場合は、公費負担の対象となりません。

(2) 公費負担金額の範囲

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について、それぞれ条例で公費負担の限度額が定められています。この限度額を超える額については、公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担の対象となります。

(3) 公費負担を受けるための手続き

公費負担が適用される場合は、町が業者等からの請求に基づき、公費負担の限度額の範囲内の金額を支払うこととなります。この経費の支払いに必要な書類は次頁以降をご確認の上、手続きを行ってください。

(4) 公費負担の適用範囲

公費負担を受けるためには、供託物を没収されないことが条件となります。

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、このほか、候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。（法第93条）

$$\text{※供託金没収点} = \text{有効投票総数} \div \text{議員定数（12人）} \times 1 / 10$$

<参考>

例えば、有効投票総数が4,500票の場合は、上記の計算式で計算すると供託物没収点は38票になります。

（注）供託物没収点は、有効投票総数により変わりますので、上記の供託物没収点はあくまでも参考としてください。

6 選挙運動用自動車の使用の公費負担

契約の形態には、ハイヤー契約、個別契約の2とおりあります。

同じ日に両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公費負担の対象となります。

また、いずれの契約についても実際に選挙運動用として使用した自動車についてのみ公費負担の対象となるため、無投票の場合には、告示日1日分の経費が公費負担の対象となります。

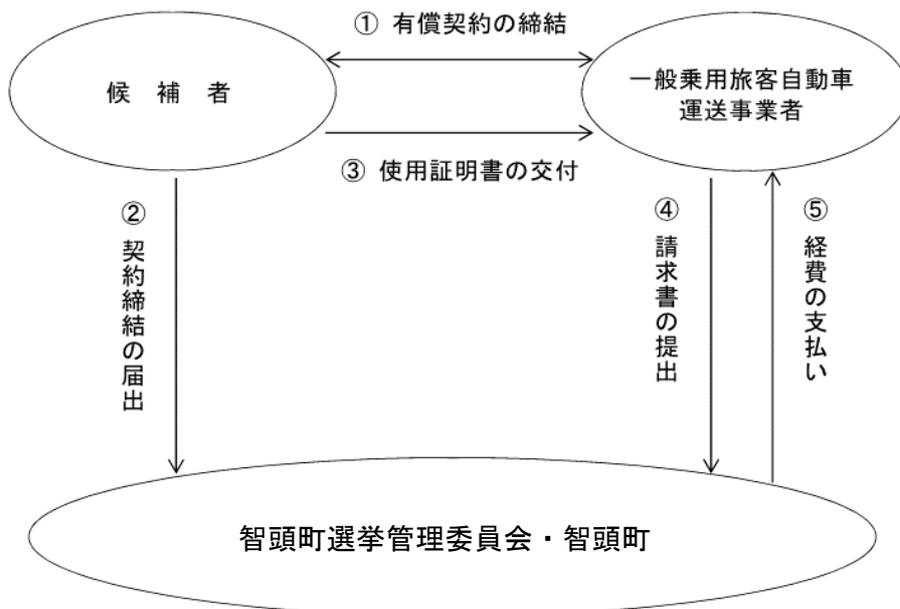
(1) ハイヤー契約

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（自動車、燃料、運転手込みで旅客を運送する事業の免許を受けた業者。以下「運送事業者」という。）と有償契約を締結する方法です。

公費で負担する金額は、1日1台64,500円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで使用した場合の公費負担の限度額は、

64,500円×5日=322,500円となります。

【選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）の公費負担の流れ】



①有償契約の締結

候補者と運送事業者が、有償契約を締結します。

契約書は参考様式1を参考に作成してください。

②契約締結の届出

候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1号）に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。

③使用証明書の交付

候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第10号）を運送事業者に提出してください。

④請求書の提出

運送事業者は、選挙の期日後速やかに町あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収された候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することはできません。

請求は、請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第13号）に請求内訳書（別紙）と③の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添えて行ってください。

⑤経費の支払い

請求書の内容を確認後、町から運送事業者を経費を支払います。

(2) 個別契約

選挙運動用自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用を個別に契約する方法です。なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担の対象となりません。

i. 選挙運動用自動車の借入れ

有償契約を締結し、選挙運動用自動車を借り入れるときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。

公費で負担する金額は、1日1台15,800円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで使用した場合の公費負担の限度額は、

$15,800円 \times 5日 = 79,000円$ となります。

ii. 選挙運動用自動車の運転手の雇用

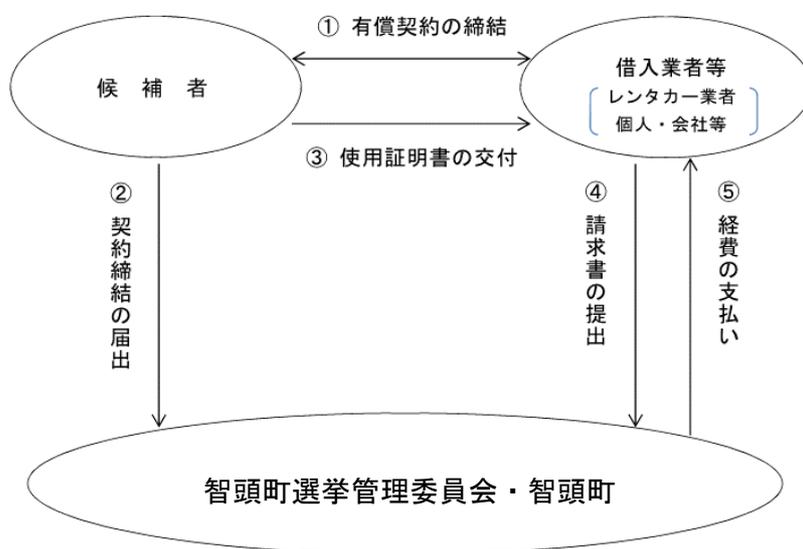
有償契約を締結し、選挙運動用自動車の運転手を雇用するときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。運転手個人との契約に限られ、法人との運転手の派遣契約によるものは公費負担の対象となりません。

また、同一の日に二人以上の運転手を雇用する場合は、候補者が指定する一人に限るものとします。

公費で負担する金額は、1日1人12,500円の範囲内であり、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで雇用した場合の公費負担の限度額は、

$12,500円 \times 5日 = 62,500円$ となります。

【選挙運動用自動車の借入れ及び運転手の雇用の公費負担の流れ】



①有償契約の締結

候補者は、選挙運動用自動車を借入れる場合は自動車の借入先と、選挙運動用自動車の運転手を雇用する場合は運転手と有償契約を締結します。

自動車の借入れの契約書は参考様式2を参考に作成してください。運転手の雇用の契約書は参考様式4を参考に作成してください。

②契約締結の届出

候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の

届出後直ちに) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 (様式第1号) に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。

③使用証明書の交付

候補者は、選挙運動用自動車を使用したとき、又は運転手を雇用したときは、次の書類を業者等に提出してください。

自動車の借入の場合 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) (様式第10号 (その1))

運転手の雇用の場合 選挙運動用自動車使用証明書 (運転手) (様式第10号 (その3))

④請求書の提出

契約業者等は、選挙の期日後速やかに町あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収された候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することはできません。

請求は、請求書 (選挙運動用自動車の使用) (様式第13号) に、③の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書と請求内訳書を添えて行ってください。

⑤経費の支払い

請求書の内容を確認後、町から契約相手方に経費を支払います。

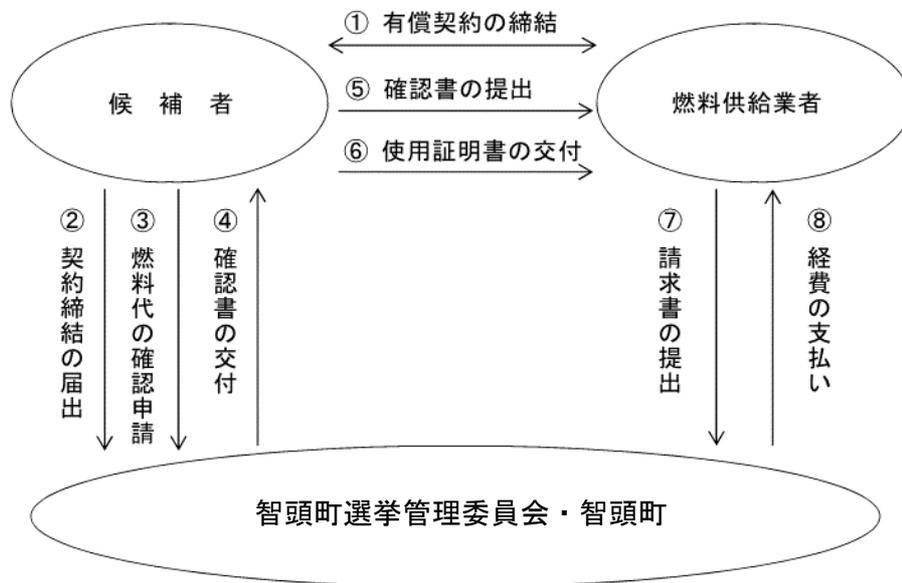
iii. 選挙運動用自動車の燃料の供給

有償契約を締結し、選挙運動用自動車の燃料の供給を受けるときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。

公費で負担する金額は、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,560円を乗じて得た金額

(告示日に届け出た場合、7,560円×5日 = 37,800円) となります。

【選挙運動用自動車の燃料の供給の公費負担の流れ】



①有償契約の締結

候補者は燃料供給業者と有償契約を締結します。契約書は参考様式3を参考に作成してください。

②契約締結の届出

候補者は、①の契約を締結した後、直ちに (立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに) 契約届出書 (様式第1号) に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。

③燃料代の確認申請

候補者は燃料供給業者ごとに自動車燃料代確認申請書（様式第4号）を選挙管理委員会に提出してください。

④確認書の交付

選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に確認書を交付します。

⑤確認書の提出

候補者は、④で交付された確認書を燃料供給業者に提出してください。

⑥使用証明書の交付

候補者は、燃料の供給を受けたときは、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第10号（その2））を燃料供給業者ごとに作成し業者に提出してください。

また、燃料の供給を受けた日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された給油伝票の写しを必ず燃料供給業者から受領し、保管してください。

⑦請求書の提出

燃料供給業者は、選挙の期日後、速やかに町あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町に請求することができません。

請求は、請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第13号）に請求内訳書、⑥の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書（燃料）、⑤の確認書、給油伝票の写しを添付して行ってください。

⑧経費の支払い

請求書の内容を確認後、町から燃料供給業者に経費を支払います。

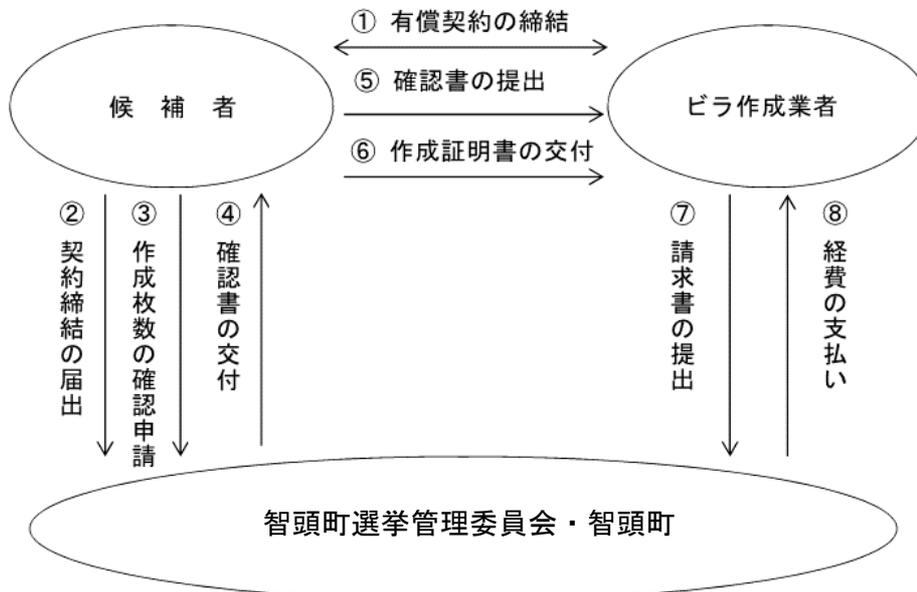
7 選挙運動用ビラの作成の公費負担

有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担の対象となります。公費で負担する金額は、ビラ1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）となりますが、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア. 作成単価の限度 1枚あたり7円51銭

イ. 作成枚数の限度 選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1,600枚

【選挙運動用ビラの作成の公費負担の流れ】



①有償契約の締結

候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結します。契約書は参考様式5を参考に作成してください。

②契約締結の届出

候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）ビラ作成契約届出書（様式第2号）に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。

③作成枚数の確認申請

候補者は、公費負担の適用を受けようとするビラの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとにビラ作成枚数確認申請書（様式第5号）を選挙管理委員会に提出してください。

④確認書の交付

選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に確認書を交付します。

⑤確認書の提出

候補者は、④で交付された確認書をビラ作成業者に提出してください。

⑥作成証明書の交付

候補者は、ビラ作成証明書（様式第11号）をビラ作成業者に提出してください。

⑦請求書の提出

ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに町あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町に請求することができません。

請求は、請求書（選挙運動用ビラの作成）（様式第14号）に請求内訳書（別紙）、⑤の確認書、⑥の候補者から提出されたビラ作成証明書及び作成実績を証する書類を添えて行ってください。

⑧経費の支払い

請求書の内容を確認後、町からビラ作成業者に経費を支払います。

8. 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担の対象となります。

公費で負担する金額は、ポスター1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）となりますが、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア. 作成単価の限度

次の計算式により求められる金額が単価の限度になります。

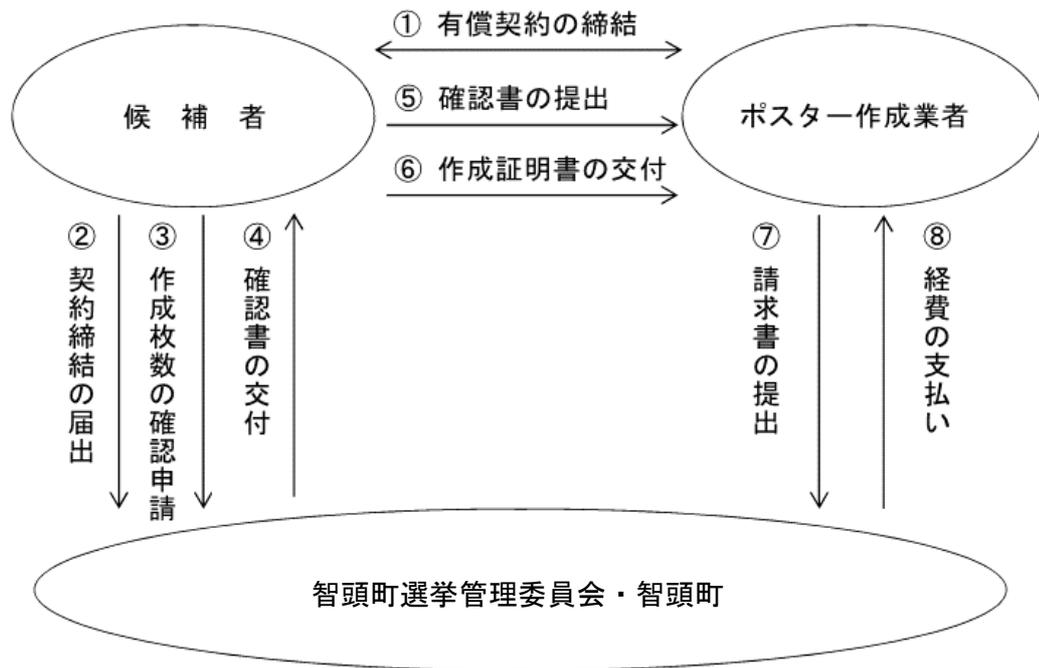
$$\frac{62,100円 + 525円06銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

（参考）ポスター掲示場数が56箇所の場合の作成単価の限度 1,634円

イ. 作成枚数の限度

$$\text{ポスター掲示場の数（町内56箇所）} \times 1.6 = 89枚$$

【選挙運動用ポスターの作成の公費負担の流れ】



① 有償契約の締結

候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結します。契約書は参考様式6を参考に作成してください。

② 契約締結の届出

候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）ポスター作成契約届出書（様式第3号）に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。

③ 作成枚数の確認申請

候補者は、公費負担の適用を受けようとするポスターの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第6号）を選挙管理委員会に提出してください。

④ 確認書の交付

選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に確認書を交付します。

⑤ 経費の支払い

候補者は、④で交付された確認書をポスター作成業者に提出してください。

⑥ 作成証明書の交付

候補者は、選挙運動用ポスター作成証明書（様式第12号）をポスター作成業者に提出してください。

⑦ 請求書の提出

ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに町あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町に請求することができません。

請求は、請求書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第15号）に請求内訳書（別紙）、⑤の確認書、⑥の候補者から提出された選挙運動用ポスター作成証明書及び作成実績を証する書類を添えて行ってください。

⑧ 経費の支払い

請求書の内容を確認後、町からポスター作成業者に経費を支払います。

■公費負担関係書類

	書類名	提出の時期	提出	備考	
選挙運動用自動車関係	①	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	立候補届出のとき 又は契約後直ちに	候補者→ 町選管	様式第1号 契約書(写)を添付
	②	自動車燃料代確認申請書	燃料購入金額確定後 速やかに	候補者→ 町選管	様式第4号
	③	自動車燃料代確認書	町選管から受領後 速やかに	(町選管)→ 候補者→ 燃料供給業者	様式第7号
	④	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)	自動車使用終了後 速やかに	候補者→ 運送事業者等	様式第10号 (その1)
	⑤	選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)	燃料供給量及び金額 確定後速やかに	候補者→ 燃料供給業者	様式第10号 (その2)
	⑥	選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)	自動車運転業務完了 後速やかに	候補者→ 運転手	様式第10号 (その3)
	⑦	請求書(選挙運動用自動車の 使用)及び別紙請求内訳書	選挙の期日後 速やかに	各業者等→ 町	様式第13号 様式第7号及び第10 号を添付(燃料代請 求の場合は給油伝 票)
選挙運動用ビラ関係	⑧	選挙運動用ビラ作成契約届 出書	立候補届出のとき 又は契約後直ちに	候補者→ 町選管	様式第2号 契約書(写)を添付
	⑨	選挙運動用ビラ作成枚数確 認申請書	契約届出書提出以降 でビラ作成後速やか に	候補者→ 町選管	様式第5号
	⑩	選挙運動用ビラ作成枚数確 認書	町選管から受領後 速やかに	(町選管)→ 候補者→ ビラ作成業者	様式第8号
	⑪	選挙運動用ビラ作成証明書	ビラ作成後 速やかに	候補者→ ビラ作成業者	様式第11号
	⑫	請求書(選挙運動用ビラ) 及び別紙請求内訳書	選挙の期日後 速やかに	ビラ作成業者 → 町	様式第14号 様式第8号、第11号 及び作成実績を証す る書類を添付
選挙運動用ポスター関係	⑬	選挙運動用ポスター作成契 約届出書	立候補届出のとき 又は契約後直ちに	候補者→ 町選管	様式第3号 契約書(写)を添付
	⑭	選挙運動用ポスター作成枚 数確認申請書	契約届出書提出以降 でポスター作成後 速やかに	候補者→ 町選管	様式第6号
	⑮	選挙運動用ポスター作成枚 数確認書	町選管から受領後 速やかに	(町選管)→ 候補者→ ビラ作成業者	様式第9号
	⑯	選挙運動用ポスター作成証 明書	ポスター作成後 速やかに	候補者→ ポスター作成 業者	様式第12号
	⑰	請求書(選挙運動用ポスタ ー)及び別紙請求内訳書	選挙の期日後 速やかに	ポスター作成 業者→ 町	様式第15号 様式第9号、第12号 及び作成実績を証す る書類